

障がい者虐待の防止について

新潟市福祉部障がい福祉課



はな
め
こ
まち
花野町



かん
くろ
ご
おと
答國五郎

新潟市福祉部障がい福祉課です。

これから、障がい者虐待防止について解説します。

ここでは、障害者虐待防止法の概要と、施設に求められる取り組みについて、
基本的な事項を中心にお伝えしていきます。

日頃の支援や、事業所での体制整備に結びつけながら、ご覧いただければと思
います。

障がい者虐待に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

第3条(障害者に対する虐待の禁止)

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」

障害者虐待防止法の基本となるのが第3条で定められた、虐待の禁止です。ここでは、『何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない』と、明確に示されています。この理念は、すべての支援の出発点であり、私たち事業所が日々守っていくべき、大切な原則です。

障がい者虐待の種別

種別	主な虐待行為の主体
養護者による障がい者虐待	身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人や、現に身辺の世話をしている親族・知人等
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者
使用者による障がい者虐待	障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者、またはその事業の労働者に関して事業主のために行為をする者

障がい者虐待には、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものの3つの種別があります。

今回は真ん中の、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を想定して解説していきます。

障がい者虐待の類型

類型	内容
身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。
性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置するなど
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

障がい者虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、そして経済的虐待といった、さまざまな類型があります。

障がい者虐待は、故意だけでなく忙しさや環境の影響によって、

“気づかぬうちに起きている”ということもあります。

どのような行為が、虐待として捉えられるのか。

まずは事業所内で共通認識を持つことが、とても重要になります。

障がい者虐待に関する運営基準

令和4年4月から、障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じることが義務化されています。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

令和四年度から、すべての障害福祉施設・事業所には虐待の発生や再発を防ぐための取り組みが、義務化されています。主な内容は、虐待防止委員会の定期的な開催、職員に対する研修の実施、そして、これらを適切に進めるための担当者の配置です。どれも、形式的に行うのではなく、委員会での検討を現場に生かし、日々の支援につなげることが求められています。

障がい者虐待の通報義務

第6条第2項

「…障害者福祉施設従事者等…は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。」

第16条

「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」

障がい者虐待防止法の規定では障がい者福祉施設の従事者には虐待の“早期発見”と、“通報”的義務があります。

虐待がうたがわれる場面では、

『確信がないから、様子を見よう』と判断を遅らせてはいけません。

第十六条では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに、市町村へ通報しなければならないと定められています。

新潟市における虐待通報後の流れ

(障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の場合)

①障がい福祉課・各区役所で通報・相談を受付

②事実確認・訪問調査

③指導・助言

(利用者の適切な支援や施設運営について必要な場合)

④関係法令に基づく監査・権限行使

(虐待の程度が悪質または虐待の結果が重大などの場合)

※③及び④は、②事実確認・訪問調査の結果により行わない場合あり

通報が行われた後は、まず障がい福祉課や各区役所で、相談や通報を受け付けます。

続いて、事実確認や訪問調査を行い

必要に応じて、事業所への指導や助言、

または、関係法令に基づく監査などの権限行使を行います。

重要なのは、このプロセスは“罰する”ことが目的ではなく

利用者の安全を確保し、改善につなげるための取り組みである、という点です。

新潟市障がい者虐待防止センター

＜障がい者虐待にかかる通報・届出・相談などに対する新潟市の窓口体制＞

■平日8:30～17:30まで(主に施設従事者による虐待を担当)

窓口	電話
福祉部障がい福祉課	025-226-1248

■平日8:30～17:30まで(保護者など主に養護者による虐待を担当)

窓口	電話	窓口	電話
北区役所健康福祉課	025-387-1305	秋葉区役所健康福祉課	0250-25-5682
東区役所健康福祉課	025-250-2310	南区役所健康福祉課	025-372-6304
中央区役所健康福祉課	025-223-7207	西区役所健康福祉課	025-264-7310
江南区役所健康福祉課	025-382-4396	西蒲区役所健康福祉課	0256-72-8358

■休日・夜間

コールセンターらいとはうす 電話 025-278-2080

本市では、虐待に関する通報や相談について

平日日中は、“虐待防止センター”である障がい福祉課及び各区健康福祉課で受け付けています。

夜間や休日も、コールセンターらいとはうすにて必要な相談を受けられる体制を整えています。

「通報は、すべての人を救う」

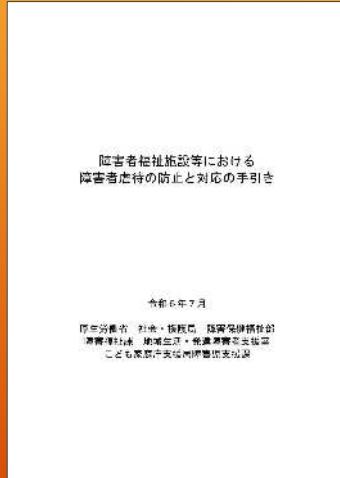
対象	救う内容
利用者	被害を最小限で食い止めることができる。
虐待した職員	処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
理事長・施設長	責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
施設・法人	行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

『通報は、すべての人を救う』

これは、国の手引きにも示されている理念で
虐待通報を行うことにより、虐待の被害にあった利用者だけでなく、
虐待をした職員、施設の長や法人としても責任が最小限になるというものです
もちろん、法律上、通報者も守られることになっています
このように、通報は、全ての人を守る仕組みなのです。

障がい者虐待防止のための施設内での取り組み

施設向け対応の手引き



障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和元年7月

厚生労働省・社会・医療・障害保健措置の
障害者虐待・施設虐待・医療虐待を未然に
止むる実務ナビゲーションガイド

職場内研修用冊子



障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応



この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、
虐待防止に取り組むために、施設・事業所
の中で、すべての職員（支店員・事務員、
課長・運転手等の複数や、正規職員・非
正規職員等、雇用条件に問わらず）が共通
に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で読めますので、職員の共通
認識をもつためにも、読み合わせをしながら
学びましょう。

虐待防止指導者研修資料

The screenshot shows the homepage of the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) website. The main title is '令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画' (Handbook for Training Materials in Workplaces). The page includes a sidebar with navigation links for various categories such as '障害者虐待防止法' (Law against Abuse of Persons with Disabilities), '障害者虐待の実態' (Actual Status of Abuse of Persons with Disabilities), '障害者虐待の対応' (Response to Abuse of Persons with Disabilities), and '障害者虐待の予防' (Prevention of Abuse of Persons with Disabilities).

上記のいずれも厚生労働省ホームページに掲載されていますのでぜひご活用ください

虐待防止の取り組みをどのように進めていいのかわからないと言った声を多く聞きます

国が提供している手引きや研修資料、

職場内研修用の冊子なども公開されています。

虐待を防止するための組織づくりについても触れられていますので、積極的に活用してください。

ご視聴ありがとうございました。



以上で、障がい者虐待防止に関する解説を終わります。
この解説を、みなさまの現場での実践につなげていただければ幸いです。
ご視聴、ありがとうございました。